

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

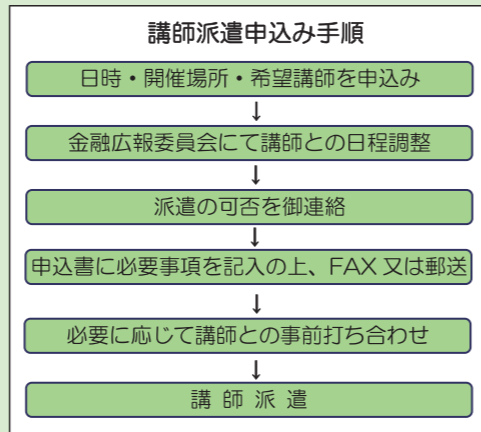
広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町8-17 日本銀行広島支店内
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成29年3月現在）】



アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじ ちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	いそぎ のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
おおた かずこ 太田 和子	・子どもに伝えておきたいこと ・介護保険制度の利用の仕方 ・金銭・金融教育	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
どい けいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・高齢化社会に向けての生活設計	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
さとう けんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	いいた ひとみ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金のお話（本当に必要なお金は）

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30~16:30
江田島市	0823-43-1843	月~金	10:00~16:00
府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
海田町	082-823-9219	月~金	9:00~17:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00~16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
北広島町	0826-72-5571	月・木	10:00~16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口にご相談できます。			
世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00
※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。また、昼休憩があります。			

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

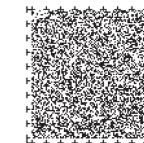
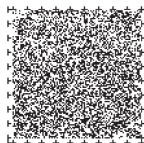
〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



ひろしま スクエア

No. 42 (2017年3月発行)

発行：広島県生活センター
(環境県民局消費生活課)



60歳以上のインターネットトラブルが増加！

スマートフォンやタブレットの普及に伴い、通信端末やインターネットを使い積極的に消費活動を行う「アクティブシニア」の増加がみられ、60歳代を中心に、インターネットを利用したコンテンツの料金請求やインターネット通販に関するトラブルの相談が多く寄せられています。一方、80歳以上では引き続き、訪問販売や電話勧誘販売による強引な勧誘や判断不十分者契約がみられ、高齢になるほど悪質商法のターゲットになりやすくなっています。最近相談の多い事例を紹介していますので、生活スタイルとも照らし合わせ、どのような消費者トラブルに遭いやすいのか考えてみてください。詳しくは中面で⇒

平成28年度の取組紹介

消費者トラブル撃退！



広島県警察と連携し、高齢者が狙われやすい消費者被害、特殊詐欺被害をまとめたリーフレットを作成しました。ウェブサイトにおいても情報発信しています。



高齢者等の見守りに関する情報を、ウェブサイトやメールマガジン等でお届けしています。

見守りねっと 広島 検索

『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』をめざします。

広島県知事 湯崎英彦



社会経済のグローバル化や高度情報化の進展に伴い、暮らしの利便性が向上する一方で、多様な商品・サービスが提供されることで契約の内容も複雑化するなど、消費者を取り巻く環境は変化し続けています。

すべての県民が豊かな消費生活を送るためには、こうした環境変化に的確に対応し、消費者トラブルに関心をもち、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることが重要です。

このため、県では、平成27年3月に策定した「広島県消費者基本計画（第2次）」に基づき、「高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化」や「消費者被害防止に向けた消費者教育の推進」などに重点的に取り組んでいるところです。

広島県は、これからも、県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保のため、市町や関係機関・団体の皆様と連携して、消費者行政の一層の推進を図って参ります。

これは音声コードです。

目次

高齢者が被害に遭いやすいトラブル … 1~3
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

高齢者が被害に遭いやすいトラブル

インターネットで

架空請求のトラブル解決をうたい料金請求

必ず解決！
消費者〇〇センター



【相談内容】

「有料動画料金が未納。本日中に連絡がなければ裁判手続きに入る」とのSMS（ショートメッセージサービス、電話番号宛に送信するメール）が届いた。心配になったので、スマホで検索して一番上に出ていた消費者〇〇センターの番号に電話した。「このままでは裁判になる。うちが5万円で解決する」と言われたが、お金を取るのはおかしいと思う。（70歳代 女性）

【アドバイス】

〇身に覚えのない利用料を請求するSMSがスマホや携帯電話に届いたという相談が多く寄せられています。相手に連絡を取ることで個人情報知られてしまい、次の請求を受けることが予想されるので、心当たりのないメールが届いても相手にせず、無視するようにしましょう。

〇トラブルを解決したいと思い、相談先や解決方法をインターネットで検索し、消費生活センターに似た名前だったため勘違いし、公的機関に相談したつもりが、実際は探偵業者だったというケースも多くあります。電話する前に相談先が本当に自治体の消費生活センター等かどうか、しっかり確認しましょう。

光回線勧誘トラブル

【相談内容】

大手通信会社を名乗って、「利用料が月額2,000円安くなる」と電話があった。現在契約している光回線のプラン変更だと思ったので了承し、指示通りパソコン操作を行った。後日知らない会社から書類が届いた。家族に相談したら光回線とプロバイダの会社に変更になっているとわかった。実際は安くなっていないし、ネットでの評判も良くないので元に戻したい。（70歳代 男性）



【アドバイス】

〇NTT 東日本とNTT 西日本（NTT 東西）が光回線サービスの卸売を始めています。多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービス等をセットにして販売するなど、契約内容が多様化、複雑化しています。光卸はNTT 東西との契約ではなく、NTT 東西から光回線サービスの卸売を受けた事業者との新たな契約です。契約の相手方をきちんと確認しましょう。

〇「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。現在の契約内容を理解した上で検討しましょう。

電話・訪問で

還付金詐欺

【相談内容】

市の健康保険課を名乗り「医療費の還付金が3万円ある。案内の封筒を送ったが、手続きがないので連絡した」と電話があった。「届いていない」というと、「今日中に手続きすれば還付金を受け取れる。携帯電話とキャッシュカードを持ってスーパーのATMに行くように。ATMの前から電話をかけてくれたら手続き方法について説明する」と言われたが、不審だ。（70歳代 女性）

【アドバイス】

〇市役所や社会保険事務所など公的機関の職員をかたり、医療費等の還付金手続きのためにスーパーやコンビニ等のATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」の手口が横行しています。

〇公的機関の職員が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。

〇「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難です。

還付金があります

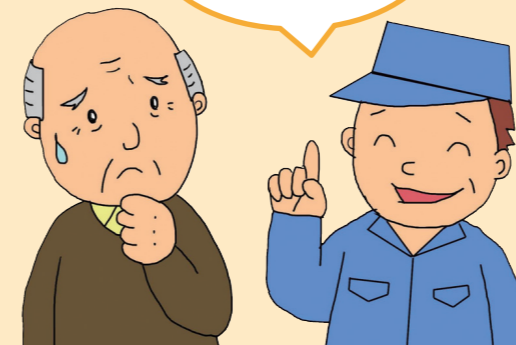


点検商法

【相談内容】

近所で工事をしているという業者が「無料で屋根の点検をする」と訪ねて来た。以前屋根工事を依頼した業者が来たのかと思い、無料ならと点検してもらった。屋根瓦が傷んでひびが入っている写真を見せられ、「そのまま放置すると雨もりして大変なことになる。今なら近所で工事をしているついでなので安くする」と言われたので、その場で契約した。後で家族に話したところ反対されたので解約したい。（80歳代 男性）

無料で点検します！



【アドバイス】

〇「無料で点検」などを口実に訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる手口です。業者を安易に家の中に入れないようにしましょう。

〇「特別に値引きする」などと言葉巧みに契約を迫られても、その場で契約してはいけません。いったん帰ってもらい、家族や周囲の人に相談したり、複数の業者に見積もりを依頼したりして慎重に検討しましょう。必要なければきっぱり断ることも大切です。

〇契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

困ったときはまず相談！！